

軽度者に対する福祉用具貸与のフローチャート

対象者 : 軽度者(要支援1・2、要介護1(自動排泄処理装置は要介護2・3の者も含む))

給付要件 : 表に定める「厚生労働大臣が定める者のイ」に該当する

対象品目 : 車いす(付属品)・特殊寝台(付属品)・床ずれ防止用具及び体位変換器・認知症老人徘徊感知機器・移動用リフト(つり具の部分を除く)・自動排泄処理装置
(尿のみを自動的に吸引するものを除く。)

